

内閣参質一九八第八八号

令和元年七月五日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長伊達忠一殿

参議院議員小西洋之君提出個々の国会議員と国会の内閣監督機能の関係に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

O

O

参議院議員小西洋之君提出個々の国会議員と国会の内閣監督機能の関係に関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、先の答弁書（平成二十六年十一月二十八日内閣参質一八七第一〇五号）一についてにおいて、「国会での審議の場における国会議員による内閣に対する質問は、憲法が採用している議院内閣制の下での国会による内閣監督の機能の表れであると考えている」と答弁しているところである。

二について

お尋ねの「内閣監督の機能としては認められない」及び「当該機能を構成する要素として認めることはできない」の意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。

(

O